＜児童手当　制度改正による申請手続き要否確認フロー＞

令和６年９月時点で村上市から児童手当（特例給付）の支給を受けていますか

- はい → 高校生年代の児童を養育していますか
  - はい → 高校生年代の児童は中学卒業まで村上市から児童手当（特例給付）を受給していましたか
    - はい → 大学生年代（H14.4.2～H18.4.1 生）の子がいて、その子を含めて３人以上のお子さんがいますか
      - いいえ → 手続き不要です
      - はい → 「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください
    - いいえ → 大学生年代（H14.4.2～H18.4.1 生）の子がいて、その子を含めて３人以上のお子さんがいますか
      - いいえ → 村上市こども課までお問い合わせください
      - はい → 村上市こども課までお問い合わせください
  - いいえ → 「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください
- いいえ → 保護者のうち、所得の高い方は公務員ですか
  - はい → 勤務先にお問い合わせください
  - いいえ → 所得の高い方の住民登録地は村上市ですか
    - はい → 高校生年代までの児童と大学生年代（H14.4.2～H18.4.1 生）の子がいて、その合計が３人以上となりますか
      - いいえ → 「児童手当認定請求書」をご提出ください
      - はい → 「児童手当認定請求書」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください
    - いいえ → 所得の高い方の住民登録地にお問い合わせください

各種書類の詳細については、別紙の制度改正のお知らせをご覧ください